

| 提案主体名         | 提案番号 | ①提案名   | ②具体的な事業の実施内容  | ③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果   | ④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容                          | ⑤「④」の規制等の根拠法令等               | ⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容  | 制度の所管・関係全<br>省庁 | 各府省庁からの検討要請に対する回答  |
|---------------|------|--|---|--|---|------------------------------|--|-----------------|--|
| 愛知県・常滑市共<br>同 | 1    | 自動運転車両の緊急<br>事態の発生時にかけ<br>つける警備会社等の<br>車両を緊急自動車に<br>指定 | ①自動運転・自動搬送サービス<br>(自動運転車両の緊急事態の発生時にかけつ<br>ける警備会社等の車両についても緊急自動車に<br>指定する。) | 自動運転車両の緊急事態の発生時にかけつけ<br>る警備会社等の車両についても緊急自動車に指<br>定することで、自動運転の安全性の一層の向上<br>や利用者の不安の解消が期待され、自動運転<br>の実装が促進される。 | 緊急自動車に指定される車両は、消防用自動<br>車、警察用自動車等、法令に定められたもの<br>に限定される。 | 道路交通法第39条第1項および同<br>法施行令第13条 | 自動運転車両において、交通の安全と円滑を図るために<br>緊急の必要が生じた場合であって警察官から求められたと<br>きに、かけつける警備会社等の車両を緊急自動車に指定<br>し、他の緊急自動車と同様の取り扱いを可能とする。 | 警察庁             | 事故発生時等に警察に通報があり、早急な対応が必要なときは、警察が緊<br>急走行により現場対応を実施することから、警備会社等の車両を緊急自動車<br>に指定する必要はありません。<br>なお、「官民ITS構想・ロードマップ2020」等において、2022年度頃に限定<br>地域における遠隔監視のみの無人自動運転移動サービスの実現が可能となる<br>ように政府として目指すこととされていることを踏まえ、従来の「運転者」の存在を<br>必ずしも前提としない場合における交通ルールの在り方について、事故発生時<br>の対応も含めて警察庁で検討を進めているところです。 |